

北総総第225号  
令和5年3月28日

関係者 各位

北海道運輸局長  
(公印省略)

G7広島サミット開催に伴う交通対策について

標記について、大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官から別添のとおり周知依頼がありましたので、貴職におかれましては傘下会員等に対し周知を図られますよう、お願いいたします。

国官危管第51号  
令和5年3月23日  
(公印省略)

別紙 あて

大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官

G7広島サミット開催に伴う交通対策について

標記について、G7広島サミット準備会議セキュリティ対策部会において、別添のとおり申し合わせがなされました。つきましては、広島県警察が公表するG7広島サミットに係る交通規制情報と併せて、貴所属職員、管内機関及び所管関係団体等に対して周知いただきますようお願いいたします。

また、標記交通対策の推進に当たっては、必要に応じて対象地域を管轄する警察と連携・協力を図るようお願いいたします。

【参考】G7広島サミットに係る交通規制について

G7広島サミットに係る交通規制については、広島県警察のウェブサイトにおいて公表され、随時更新がなされております。

広島県警察 サミット対策課 ウェブサイト

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police-summit/traffic.html>



(本省内部部局)

大臣官房秘書室長 大臣官房人事課長 大臣官房総務課長 大臣官房広報課長  
大臣官房会計課長 大臣官房地方課長 大臣官房福利厚生課長  
大臣官房技術調査課長 大臣官房政策立案総括審議官  
大臣官房公共交通・物流政策審議官 大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官  
大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 大臣官房総括監察官  
大臣官房官庁営繕部長 総合政策局長 国土政策局長 不動産・建設経済局長  
都市局長 水管理・国土保全局長 道路局長 住宅局長 鉄道局長 自動車局長  
海事局長 港湾局長 航空局長 北海道局長 政策統括官 国際統括官

(施設等機関)

国土交通政策研究所長 国土技術政策総合研究所長 国土交通大学校長  
国土交通大学校柏研修センター所長 航空保安大学校長

(特別の機関)

国土地理院長 小笠原総合事務所長 海難審判所長

(地方支分部局)

北海道開発局長 東北地方整備局長 関東地方整備局長 北陸地方整備局長  
中部地方整備局長 近畿地方整備局長 中国地方整備局長 四国地方整備局長  
九州地方整備局長 北海道運輸局長 東北運輸局長 関東運輸局長  
北陸信越運輸局長 中部運輸局長 近畿運輸局長 神戸運輸監理部長  
中国運輸局長 四国運輸局長 九州運輸局長 東京航空局長 大阪航空局長  
札幌航空交通管制部長 東京航空交通管制部長 神戸航空交通管制部長  
福岡航空交通管制部長 沖縄総合事務局長

(外局)

観光庁長官 気象庁長官 運輸安全委員会事務局長 海上保安庁長官

令和5年2月14日  
G7広島サミット準備会議  
セキュリティ対策部会決定

## G7広島サミット開催に伴う交通対策の推進について

G7広島サミット開催に伴い、各国首脳等の安全かつ円滑な通行を確保するとともに、交通規制に伴う市民生活に対する影響を最小限にとどめるため、下記の対象期間及び対象地域における自動車交通総量の大幅な抑制その他の交通対策が不可欠である。

関係省庁においては、サミットが国の外交行事であり、国が地元自治体と連携を密にしつつ、自ら国民や事業者等に働き掛けを行い、その理解と協力を得る責任があることを踏まえ、別紙の推進事項等を積極的に実施するものとする。

### 記

#### 1 対象期間

令和5(2023)年5月18日(木)から同月22日(月)までの間

#### 2 対象地域

原則として次のとおり

- (1) 各国首脳等が利用する空港から宿舎に至る高速自動車国道、一般国道等の路線及び同路線の周辺地域
- (2) 各国首脳等が利用する宿舎から首脳会議場に至る高速自動車国道、一般国道等の路線及び同路線の周辺地域
- (3) 各国首脳等が広島市内に滞在する場合には、広島市内

## 関係省庁における交通対策推進事項

## 1 各省庁共通推進事項

区 分	推 進 事 項
各省庁共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象地域に所在する部局における官用自動車の運行抑制</li> <li>対象地域に所在する部局の職員及びその家族に対する自動車利用自粛の呼び掛け</li> <li>対象地域における自動車交通の発生を伴う諸行事の抑制</li> <li>所管する団体、事業者等に対する交通総量削減等に関する協力要請</li> </ul>

## 2 省庁別推進事項

区 分	推 進 事 項
内閣官房	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通対策に関するG7広島サミット準備会議セキュリティ対策部会の開催</li> <li>各省庁に対する交通総量削減等に関する協力要請</li> </ul>
内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通対策に関する政府広報の実施</li> </ul>
警察庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島県警察による交通規制の実施</li> <li>都道府県警察による交通対策に関する広報の実施</li> </ul>
総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本郵便株式会社及び信書便事業者に対する業務用自動車の運行調整等に関する協力要請</li> <li>緊急自動車を運行する機関に対する交通規制内容の周知</li> <li>電気通信事業者及び有線放送事業者に対する道路における工事の日程調整等に関する協力要請</li> </ul>
法務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急自動車を運行する機関に対する交通規制内容の周知</li> </ul>
外務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>各国政府サミット関係者やプレス等に対する関係施設間の円滑な移動手段の提供</li> <li>各国政府サミット関係者やプレス等に対する交通規制内容の周知</li> </ul>
文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>修学旅行等実施者に対する交通規制内容の周知</li> </ul>
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急自動車を運行する機関に対する交通規制内容の周知</li> <li>水道事業者に対する道路における工事の日程調整等に関する協力要請</li> </ul>
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>所管する団体、事業者等に対する貨物輸送の日程調整等に関する協力要請</li> </ul>
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>所管する団体、事業者等に対する貨物輸送の日程調整等に関する協力要請</li> <li>電気事業者及びガス事業者に対する交通規制内容の周知</li> <li>電気事業者及びガス事業者に対する対象地域における大規模工事等の自粛要請</li> </ul>
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係空港の利用者に対する自動車利用自粛に関する協力要請</li> <li>道路運送事業者及び鉄軌道事業者に対する運行調整等に関する協力要請</li> <li>レンタカー事業者に対する利用者への交通規制内容の周知に関する協力要請</li> <li>観光関連事業者に対する交通規制内容の周知</li> <li>緊急自動車を運行する機関に対する交通規制内容の周知</li> <li>道路管理者に対する道路における工事の日程調整等に関する協力要請</li> <li>道路管理者に対する道路利用者への交通規制内容の周知と交通総量削減の呼び掛けに関する協力要請</li> </ul>
環境省	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理業者等に対する業務用自動車の運行調整等に関する協力要請</li> </ul>
防衛省	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急自動車を運行する機関に対する交通規制内容の周知</li> </ul>